

## 船舶インシデント調査報告書

平成29年5月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	平成29年1月18日 09時10分ごろ
発生場所	沖縄県金武中城港中城湾新港東ふ頭南方沖の干出浜（さんご礁） 金武中城港中城新港東防波堤西灯台から真方位327° 1.2海里 付近 （概位 北緯26° 19.5′ 東経127° 51.6′）
インシデントの概要	作業船 <sup>こうせい</sup> 幸成丸は、航行中、干出浜に座洲した。
インシデント調査の経過	平成29年2月6日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 幸成丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	292-44543長崎、興南工業（株）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 南東、風速 約5.8m/s、視程 1,000 m以下 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、給水の目的で金武中城港中城湾新港の東ふ頭を出発し、同港の西ふ頭に向かった。</p> <p>本船は、船長が操舵室で立って操船に当たり、約3～4ノットの対地速力で手動操舵により南東進中、右舷方に見えた緑色の灯浮標を金武中城港中城新港第3号灯浮標（以下灯浮標については、「金武中城港中城新港」を省略する。）と思い、右転したところ、東ふ頭南方沖の干出浜に座洲した。</p> <p>本船は、自力で離礁することができなかったので、船長が、船舶所有会社の作業員に連絡し、来援した同社の小型船によって引き出されたのち、自力で西ふ頭に着岸した。</p> <p>本船は、給水して、東ふ頭に移動した後、ダイバーにより損傷がないことが確認された。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.9m、船尾約2.4mであった。</p> <p>船長は、平成29年1月1日金武中城港中城湾新港に着いてから、GPSプロッターを使用して東ふ頭と西ふ頭との間を約2回往復していたので、本インシデント時、目視で安全に航行できると思い、GPSプロッターを使用していなかった。</p> <p>船長は、東ふ頭南方に浅所が広がっていることを知っており、第3号灯浮標を右舷方に認めて右転すれば、乗り揚げることはないと思っ</p>

	ていた。
<b>分析</b>	本船は、雨により視程が1,000m以下に制限された状況下、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったことから、右舷方に見えた緑色の灯浮標を第3号灯浮標と思い込んで右転したところ、東ふ頭南方沖の干出浜に座洲したものと考えられる。
<b>原因</b>	本インシデントは、雨により視程が1,000m以下に制限された状況下、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っていなかったため、右舷方に見えた緑色の灯浮標を第3号灯浮標と思い込んで右転したところ、本船が東ふ頭南方沖の干出浜に座洲したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣れていない海域を航行する場合、GPSプロッターを活用し、船位の確認を行うこと。</li> </ul>